

危険物新聞

第 209 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田 宮 呉 策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717. 5910
 定価 1部 20円

消防法政省令一部改正さる

丙種取扱者を追加、第4類の品名整備

参議院先議のかたちで、3月24日同院を通過した消防法の一部改正案は、本国会閉会間際の5月21日衆議院で可決、6月1日公布された。

改正理由は「最近における火災の実態にかんがみ、危険物の保安の確保を図るため、危険物取扱者制度の整備、危険物の品目の追加及びその数量の合理化並びにタンク・ローリーによる危険物の移送の監視等の措置を講ずるとともに、旅館・中高層建築物等における防火管理の一層の徹底を図るため、消防機関がこれらの建築物等の関係者に対し防火管理者を定めるべきことを命ずることができることとする等の必要がある。」とされているが、昭和42年消防審議会より答申された線に副い進められていたもので、危険物関係が主体となっている。

なお、6月1日付で関係政、省令も一部改正された。

ミナス原油は第2石油類に

別表改正に伴い、第4類危険物に新たに指定されるもの、品名分類が変わるものがあるが、主なものをあげると次のようである。

| 品名()内は旧 エチル | 改正による分類 特殊引火物 |
|-------------------|------------------|
| イソペンタン (危・1石) | 〃 |
| イソブタン (危・1石) | 〃 |
| イソプレン (危・1石) | 〃 |
| 酸化プロピレン (危・1石) | 〃 |
| ビニルエチルエーテル (危・1石) | 〃 |
| ジビニルエーテル (危・1石) | 〃 |
| ノルマルペンタン (危・1石) | 〃 |
| 第3ブチルアルコール (準危) | 第1石油類 |
| ミナス原油 (準危) | 第2石油類 |
| シクロヘキサノール (準危) | 〃 |

ヤマトの消火器をお備え下さい。

アフターサービスは完璧！
 きっと皆様のお役にたちます。

ヤマト消火器

本社 大阪市東成区深江北1-7-11



消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和23年法律第186号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「政令で定める防火対象物の管理について」を削り、同条に次の1項を加える。

消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権限を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

第8条の2に次の1項を加える。

消防長又は消防署長は、第1項の自治省令で定める事項が定められていないと認める場合には、同項の権限を有する者に対し、同項の規定により当該事項を定めるべきことを命ずることができる。

第11条第3項の次のただし書を加える。

ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。

第12条の2第2号中「第11条第3項に規定する完成検査を受けないで」を「第11条第3項の規定に違反して」に改める。

第13条第1項中「製造所」を「政令で定める製造所」に「危険物取扱主任者免状の交付を受けている者のうちから、危険物取扱主任者」を「甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）のうちから危険物の保安の監督をする者」に、「危険物の取扱作業」を「その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業」に改め、同条第2項中「危険物取扱主任者」を「危険物の保安の監督をする者」に改め、同条第3項中「危険物取扱主任者以外の者」を「危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者」に、「危険物取扱主任者が」を「甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が」に改める。

第13条の2第1項及び第2項を次のように改める。

危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状とする。

危険物取扱者が取り扱うことができる危険物及び甲種

危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がある取扱作業に関して立ち会うことができる危険物の種類は、前項に規定する危険物取扱者免状の種類に応じて自治省令で定める。

第13条の2第3項及び第4項中「危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者免状」に、「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」に改め、同条第5項中「危険物取扱主任者免状の交付を受けている者」を「危険物取扱者」に、「その危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者免状」に改め、同条第6項中「危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者免状」に改める。

第13条の3第1項中「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」に改め、同条第2項を次のように改める。

危険物取扱者試験の種類は、甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験とする。

第13条の3第5項中「前4項」を「前各項」に、「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」に改め、同条第4項中「乙種危険物取扱主任者試験」を「乙種危険物取扱者試験」に改め、同条第3項中「甲種危険物取扱主任者試験」を「甲種危険物取扱者試験」に、「乙種危険物取扱主任者免状」を「乙種危険物取扱者免状」に改め、同項の前に次の1項を加える。

危険物取扱者試験は、前項に規定する危険物取扱者試験の種類ごとに、毎年1回以上、都道府県知事が行なう。

第13条の3の次に次の2条を加える。

第13条の4 前条第1項に規定する危険物取扱者試験の実施に関する事務を行なわせるため、都道府県に、危険物取扱者試験委員を置く。

前項の危険物取扱者試験委員の組織、任期その他危険物取扱者試験委員に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第13条の5 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事（自治大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行なう危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。

第16条の2を次のように改める。

第16条の2 移動タンク貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ。）による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならない。

前項の危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所による危険物の移送に関し政令で定める基準を遵守し、かつ、当該

危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

危険物取扱者は、第 1 項の規定により危険物の移送をする移動タンク貯蔵所に乗車しているときは、危険物取扱者免状を携帯していなければならない。

第 16 条の 3 中「完成検査」の下に「(第 11 条第 3 項ただし書の承認を含む。)」を加え、「危険物取扱者の試験又は危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者試験、危険物取扱者免状」に改め、「再交付」の下に「又は危険物の取扱作業の保安に関する講習」を加える。

第 16 条の 4 第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項の前に次の 1 項を加える。

消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災の防止のため特に必要があると認める場合には、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、危険物取扱者免状の提示を求めることができる。この場合において、消防吏員及び警察官がその職務を行なうに際しては、互いに密接な連絡をとるものとする。

第 21 条の 51 第 1 号中「第 21 条の 19 第 2 項、」を削る。

第 35 条の 5 第 1 項中「消防本部を置かなければならない市町村で政令で定める基準に該当するもの」を「政令で定める市町村」に改め、同条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 4 号中「危険物取扱主任者」を「危険物の保安の監督をする者」に改める。

第 43 条第 1 項第 1 号中「第 8 条第 1 項の規定」を「第 8 条第 3 項の規定による命令」に改め、同項に次の 1 号を加える。

4 第 16 条の 2 第 1 項の規定に違反した者

第 44 条中第 14 号を第 16 号とし、第 3 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号中「第 16 条の 4」を「第 16 条の 4 第 1 項」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

3 第 16 条の 2 第 3 項の規定に違反した者

4 第 16 条の 4 第 2 項の規定による消防吏員又は警察官の停止に従わず、又は提示の要求を拒んだ者

第 45 条を次のように改める。

第 45 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 41 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号、第 42 条第 1 項 (同項第 5 号及び第 8 号を除く。)、第 43 条第 1 項、第 43 条の 2 又は第 44 条第 7 号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

別表第 1 類の項中

「

| | |
|---------|----|
| 過酸化物質 A | 50 |
| 過酸化物質 B | 50 |

」を「

| | |
|-------|----|
| 過酸化物質 | 50 |
|-------|----|

」に改め、同表

第 4 類の項を次のように改める。

| | | |
|-------|-----------|------------|
| 第 4 類 | 特殊引火物 | リットル 50 |
| | 第 1 石油類 | 100 |
| | さく酸エステル類 | 200 |
| | ぎ酸エステル類 | 200 |
| | メチルエチルケトン | 200 |
| | アルコール類 | 200 |
| | ピリジン | 200 |
| | クロールベンゾール | 300 |
| | 第 2 石油類 | 500 |
| | 第 3 石油類 | 2,000 |
| | 第 4 石油類 | 3,000 |
| 動植物油類 | 3,000 | |

別表備考を次のように改める。

備 考

一 金属粉 A とは、マグネシウム及びアルミニウムの粉、箔及びリボン (写真撮影用その他に用いるせん光粉を含む。) をいい、金属粉 B とは、マグネシウム及びアルミニウム以外の金属粉をいう。

二 特殊引火物とは、エーテル、二硫化炭素及びコロジオンのほか、760 ミリメートルの気圧において、液体 (温度 20 度で液状であるもの又は温度 20 度をこえ 40 度以下の間において液状となるもの) をいう。以下同じ。) であって、着火温度が 100 度以下のもの又は引火点が零下 20 度以下で沸点が 40 度以下のものをいう。

三 第 1 石油類、第 2 石油類、第 3 石油類又は第 4 石油類とは、それぞれ、次に掲げる物品及び性状 (760 ミリメートルの気圧のもとにおける性状をいう。) を有するものをいう。

イ 第 1 石油類とは、アセトン及びガソリンのほか液体であって、引火点が 21 度未満のものをいう。

ロ 第 2 石油類とは、灯油及び軽油のほか、液体であって、引火点が 21 度以上 70 度未満のものをいう。

ハ 第 3 石油類とは、重油及びクレオソート油のほか、温度 20 度で液状であるものであって、引火点が 70 度以上 200 度未満のものをいう。

ニ 第 4 石油類とは、ギヤー油及びシリンダー油のほか、温度 20 度で液状であるものであって、引火点が 200 度以上のものをいう。

四 アルコール類には、フーゼル油及び変性アルコールを含む。

五 動植物油類とは、760 ミリメートルの気圧において、温度 20 度で液状である動植物油類であって、不

燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されているもの以外のものをいう。

六 セルロイド類とは、ニトロセルローズを主材とした製品、半製品及び屑をいう。

七 ニトロ化合物とは、二硝基以上を有するものをいう。

八 濃硝酸とは、比重1.49以上のものをいい、濃硫酸とは、比重1.82以上のものをいう。

九 塗料類その他品名の異なる危険物を混合したものの属する品名は、自治省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は昭和47年1月1日から、第16条の2及び第16条の4の改正規定、第43条第1項の改正規定(同項第1号に係る部分を除く。)並びに第44条の改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(別表の改正規定にあっては、当該改正規定の施行の日。以下「施行日」という。)前に、改正前の消防法(以下「旧法」という。)の規定に基づいてされている許可の申請、届出その他の手続又は旧法の規定に基づいてされた許可その他の処分は、別段の定めがあるものを除き、改正後の消防法(以下「新法」という。)の相当規定に基づいてされた手続又は処分とみなす。

3 昭和47年1月1日において現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新たに新法第11条第1項の規定による許可を受けなければならないこととなるものについては、同項の規定は、同年12月31日までの間、適用しない。

4 昭和47年1月1日において現に旧法第11条の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱

所で、その位置、構造及び設備が新法第10条第4項の技術上の基準に適合しないものについては、同年12月31日までの間、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第13条の2第3項の規定により甲種危険物取扱主任者免状又は乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けている者は、それぞれ新法第13条の2第3項の規定により甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第13条の3第2項に規定する甲種危険物取扱主任者試験又は乙種危険物取扱主任者試験に合格している者は、それぞれ新法第13条の3第2項に規定する甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験に合格した者とみなす。

7 都道府県知事は、新法第13条の3第2項に規定する甲種危険物取扱者試験を、施行日から昭和47年9月30日までの間において少なくとも2回以上行なうように努めなければならない。

8 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沖縄において免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正)

9 沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和44年法律第47号)の一部を次のように改正する。

第29条中「危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者免状」に改める。

＜お知らせ＞

改正法令の説明会を6月17日(木)、午後1時半より農林会館で開催します。受講希望者は別紙御案内の要綱により申し込んで下さい。

大阪市危険物品協会

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ピーナス

信頼のマーク



- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

危険物の規制に関する政令の改正

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の2」に改め「警報設備」の下に「の基準」を加え、「運搬の基準(28条～第30条)危険物取扱主任者及び危険物取扱主任者免状(第31条～第35条)」を「運搬及び移送の基準(第28条～第30条の2)危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物取扱者免状(第31条～第35条)」に改める。

第1条第2項第一号中、「過酸化物質A及び過酸化物質B」を「及び過酸化物質」に改め、同項第4号中「エーテル、二硫化炭素、コロジオン、アセトン、アセトアルデヒド」を「特殊引火物」に「ピリジン」を「ピリジン」に、「第2石油類、テレピン油、しょう脳油及び松根油」を「及び第2石油類」に改める。

第2条第6号中「車輛」の下に「(被牽引自動車にあっては、前車輛を有しないものであって、当該被牽引自動車の一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によってささえられる構造のものに限る。)」を加え、同条第七号中に「テレピン油、しょう脳油、松根油」を削り、「第三石油類」の下に「第四石油類」を加える。

第3条第二号を次のように改める。

二 店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所に次に掲げるもの

イ 指定数量(法第9条の3の指定数量をいう。以下同じ。)の5倍以下の危険物を取り扱うもの(以下「第1種販売取扱所」という。)

ロ 指定数量の5倍をこえ15倍以下の危険物を取り扱うもの(以下「第2種販売取扱所」という。)

第8条第1項後段を次のように改める。

この場合、製造所等のタンク部分については、当該タンク部分に配管その他の附属設備を取り付ける前に、市町村長等の行なう水張検査又は水圧検査を受けるものとする。

第2章中第8条の次に次の1条を加える。

(完成検査に係る部分検査)

第8条の二 前条第1項後段のタンク部分の水張検査又は水圧検査については、市町村長等以外の他の行政機関も行なうことができる。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

第9条第二十号ロ中、「第11号の三及び第11号の四」を「及び第11号の三」に改め、同条第23号及び第24号中「アセトアルデヒド又は第1石油類のうち」を「アセト

アルデヒド又は」に改める。

第10条第1項第一号に次のただし書を加える。

ただし、指定数量の20倍以下の第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、若しくは取り扱うとき、又は生石灰若しくは第6類の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うときは、この限りでない。

第10条第1項第2号中「設置するとき」の下に、「指定数量の20倍以下の第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、若しくは取り扱うとき」を加え、同項第10号中「過酸化物質B」を「アルカリ金属の過酸化物質」に改め、同条第2項中「過酸化物質A」を「指定数量の20倍以下の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う屋内貯蔵所又はアルカリ金属以外の過酸化物質」に「基準をこえる」を「基準の」に改める。

第11条第十二号の3及び第十二号の4中「アセトアルデヒド又は第1石油類のうち」を「アセトアルデヒド又は」に改める。

第12条中「第2条第三号の屋内タンク貯蔵所」の下に「(次項に定めるものを除く。)」を加え同条第1号ただし書を削り、同条第4号中「10倍」を「40倍(第4石油類及び動植物油類以外の危険物にあっては、当該数量が2万リットルをこえるときは、2万リットル)」に改め、同条第11号の3中「アセトアルデヒド又は第1石油類のうち」を「アセトアルデヒド又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条第3号の屋内タンク貯蔵所のうち、第2類の危険物(粉状の硫黄、金属粉A及び金属粉Bを除く。)、生石灰、引火点が摂氏40度以上の第4類の危険物又は第6類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの(タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるものに限る。)の位置、構造及び設備の基準は、前項第二号から第十一号の二まで、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号、の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 屋内貯蔵タンクは、タンク専用室に設置すること。
- 二 液体の危険物の屋内貯蔵タンクの注入口の付近には、当該屋内貯蔵タンクの危険物の量を覚知することができる装置を設けること。ただし、当該危険物の量を容易に覚知することができる場合は、この限りでない。
- 三 タンク専用室は、壁、柱、床及びはり耐火構造とすること。ただし、第六類の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室にあっては、危険物によっておこされるおそれのある部分をアスファルトその他腐食し難い材料で被覆することをもって足りる。
- 四 タンク専用室は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を

不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。

五 タンク専用室には、窓を設けないこと。ただし、生石灰又は第六類の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室にあっては、甲種防火戸又は乙種防火戸を有する窓を設けることができる。

六、タンク専用室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。ただし、生石灰又は第六類の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室にあっては、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けることができる。

七 タンク専用室の換気設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。ただし、生石灰又は第六類の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室にあっては、この限りでない。

八 液体の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室は、当該屋内貯蔵タンクからもれた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とすること。

第15条第十号中「最大数量」の下に「を表示し、かつ、第十号のレバーを設ける場合にはその直近にその旨」を加え、同号を同条第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

十六 ガソリン、ベンゾールその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクのうち計量棒によって当該危険物の量を計量するものには、計量時の静電気による災害を防止するための装置を設けること。

第15条第九号中「移動貯蔵タンク（第六類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）」を「液体の危険物の移動貯蔵タンク」に改め、「当該結合金具」の下に「(過酸化水素及び第六類の危険物の移動貯蔵タンクに係るものを除く。）」を加え、「作り、かつ、もれない構造としなければならない」を「作らなければならない」に改め、同号を同条第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 ガソリン、ベンゾールその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクには、接地導線を設けること。

第15条第八号を削り、同条第七号の二中「アセトアルデヒド又は第一石油類のうち」を「アセトアルデヒド又は」に改め、同条中同号を第十三号とし、第七号を第十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

十 前号の手動閉鎖装置には、自治省令で定めるところにより、レバーを設けること。

十一 底弁を設ける移動貯蔵タンクには、外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置を講ずること。

第15条第六号中「配管を取り付ける」を「排出口を設ける」に、「における接合部」を「の排出口」に、「底弁を閉鎖する装置を非常の場合に容易に地面から操作できる位置に」を「非常の場合に直ちに当該底弁を閉鎖することができる手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置を」に改め、同号に次のただし書を加え、同号を同条第九号とする。

ただし、引火点が摂氏70度以上の危険物の移動貯蔵タンクの排出口又は直径が40ミリメートル以下の排出口に設ける底弁には、自動閉鎖装置を設けないことができる。

第15条中第五号を第八号とし、同号の前に次の2号を加える。

六 移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で作ること。

七 マンホール、注入口、安全装置等（以下「附属装置」という。）がその上部に突出している移動貯蔵タンクには、自治省令で定めるところにより、当該附属装置の損傷を防止するための装置を設けること。

第15条第四号中「定めるところにより」の下に、「厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板で作られた」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「1万リットル」を「2万リットル」に、「2千リットル」を「4千リットル」に、「間仕切を設ける」を「間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板でもうける」に改め、同号ただし書を削り、同号を第四号とし、同条第二号の二中「アセトアルデヒド」を「アセトアルデヒド」に改め、「第一石油類のうち」を削り、同号を同条第三号とし、同条に次の1号を加える。

2 アルキルアルミニウムその他自治省令で定める危険物に係る移動タンク貯蔵所については、自治省令で定めるところにより前項に掲げる基準をこえる特例を定めることができる。

第18条中「販売取扱所」を「第一種販売取扱所」に改め、同条第1号中「の店舗」を削り、同条第3号から第8号までの規定中「店舗に用いられる」を「第一種販売取扱所の用に供する」に改め、同条第9号を次のように改める。

九 危険物を配合する室は、次によること。

イ 床面積は、6平方メートル以上10平方メートル以下であること。

ロ 壁で区画すること。

ハ 床には、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

ニ 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。

ホ 出入口のしきいの高さは、床面から0.1メートル以上とすること。

ヘ 内部に滞留した蒸気を屋根上に放出する有効な換

気装置を設けること。

第18条に次の1項を加える。

2 第2種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第1号、第2号及び第7号から第9号までの規定の別によるほか、次のとおりとする。

一 建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で作ること。

二 建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とするとともに、上階への延焼を防止するための措置を講ずることとし、上階のない場合にあっては屋根を耐火構造とすること。

三 建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分には、当該部分のうち延焼のおそれのない部分に限り、窓を設けることができるものとし、当該窓には甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

四 建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分の出入口には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。ただし、当該部分のうち延焼のおそれのある壁又はその部分に設けられる出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けなければならない。

第20条第1項第二号中「屋外貯蔵所」の下に「、第2種販売取扱所」を加える。

第25条第1項第一号中「過酸化物質B」を「アルカリ金属の過酸化物質」に改める。

第26条第1項中第六号を第十一号とし、同号の前に次の三号を加える。

八 被けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクに危険物を貯蔵するときは、当該被けん引自動車にけん引自動車を結合しておくこと。

九 移動タンク貯蔵所には、完成検査済証を備え付けること。

十 アルキルアルミニウムその他自治省令で定める危険物の移動タンク貯蔵所には、緊急時における連絡先その他応急措置に関し必要な事項を記載した書類及び自治省令で定める用具を備え付けておくこと。

第26条第2項中「エーテルのうち」を削り、「アセトアルデヒド」を「アセトアルデヒド」に改め、「第1石油類のうち」を削る。

第27条第6項第二号中「販売取扱所」を「第1種販売取扱所及び第2種販売取扱所」に改め、同項第3号に次のように加える。

ハ 移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに引火点が摂氏40度未満の危険物を注入するときは、移動タンク貯蔵所の原動機を停止させる

こと。

ニ ガソリン、ベンゾールその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動貯蔵タンクに注入管によって注入するときは、注入管の先端を移動貯蔵タンクの底部に着けること。

ホ ガソリンを貯蔵していた移動貯蔵タンクに灯油若しくは軽油を注入するとき、又は灯油若しくは軽油を貯蔵していた移動貯蔵タンクにガソリンを注入するときは、自治省令で定めるところにより、静電気等による災害を防止するための措置を講ずること。

「第5章 運搬の基準」を「第5章 運搬及び移送の基準」に改める。

第5章中第30条の次に次の1条を加える。

(移送の基準)

第三条の二 法第16条の2第2項の移動タンク貯蔵所による危険物の移送に関し政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 危険物を移送する者は、移送の開始前に、移動貯蔵タンクの底弁その他の弁、マンホール及び注入口のふた、消火器等の点検を十分に行なうこと。

二 危険物の移送をする者は、長距離にわたる移送をするときは、二人以上の運転要員を確保すること。ただし、動植物油類第6類の危険物その他自治省令で定める危険物の移送についてはこの限りでない。

三 危険物を移送する者は、移動タンク貯蔵所を休憩、故障等のため一時停止させるときは、安全な場所を選ぶこと。

四 危険物を移送する者は、移動貯蔵タンクから危険物が著しくもれる等災害が発生するおそれのある場合には、災害を防止するため応急措置を講ずるとともに、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

五 移動タンク貯蔵所によりアルキルアルミニウムその他自治省令で定める危険物を移送しようとするときは、あらかじめ、移送の経路その他自治省令で定める事項を記載した書面を関係消防機関に送付するとともに、当該書面の写しを携帯し、当該書面に記載された内容に従うこと。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合には、当該記載された内容に従わないことができる。

(以下次号に掲載)

大阪府乙種第4類主任者試験

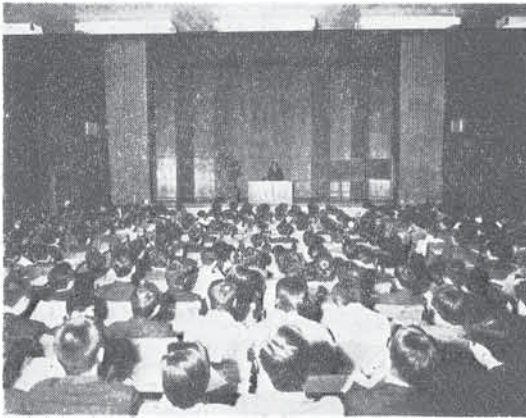
合格率 44%

次回の試験は秋の予定

大阪府では昭和46年第1回危険物取扱主任者試験を5月9日、近畿大学で実施したが、合格率は43.9%で、成績はあまり香しくなかった。

| | |
|-------------------|--------|
| 申請者 | 4,078人 |
| 欠席者 | 338人 |
| 実受験者(A) | 3,740人 |
| 合格者(B) | 1,643人 |
| 合格率 $\frac{B}{A}$ | 43.9% |

なお次回は消防法改正に伴い、例年の7、8月期は実施不能で、いきおい10月、11月頃になるものと予想される。また新設の丙種取扱者についても、これから試験実施基準がつけられる予定であるから、丙種第1回試験は、早くて秋、遅れると来春になるかもわからない。



熱心に聴講する受講生(中小企業会館)

大阪府消防防災課長に大塚哲男氏

大阪府では知事改選後初の人事異動を5月20日発令したが、関係部署は次のとおり。

- ▷消防防災課長 大塚哲男(土木部公園係長)
- ▷消防防災課参事 下中融(水道部総務課長代理)
- ▷水道部総務課長 吉原新太郎(前消防防災課長)

豊中市消防長に井上氏

豊中市では、同市消防本部消防庁西口氏退職に伴ない、後任に同市消防本部長、北消防署々長、井上一郎氏を発令した。

守口消防長に吉田博氏、署長に高尾氏

守口市、門真市消防組合消防長兼署長松崎初見氏退職に伴い、後任消防長に同市助役、吉田博氏、同消防署長に、同次長、副署長高尾綱弘氏が就任した。

吹田市危険物協会定期総会は下記の通り開催

1. 日時 昭和46年5月21日 午前11時半
1. 場所 神戸市舞子ホテル
- 議案 45年度の収支決算
 1. 45年度事業報告
 2. 46年度予算案の審議
 3. 役員の変更

以上の件何れも承認決定、役員は全員留任に決す。

免状の書替手続き等は1時ストップ

大阪府では、危険物取扱者関係の法令改正に伴い、免状の書替、再交付手続きは当分の間見合わずよう要望している。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
 泡・ガス・エアーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
 斉田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会

TEL 06 (443) 2 4 5 6